

関係団体が金融経済教育活動を行う場合の 中立・公正性確保に関する考え方

1. 規準策定の趣旨

○ 関係団体が、広く国民全般に対して金融経済「教育」としての活動を展開し、かつ信頼を得ていくためには、営業活動と明確に区別されたものとする必要がある。このため、以下の通り、関係団体が金融経済教育活動を行う場合の中立・公正性の規準を設けることにする。

2. 金融経済教育活動において遵守すべき規準

(1) 内 容

○ 関係団体が行う金融経済教育活動は、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を踏まえたものとする。

(2) 中立・公正性の規準

関係団体が行う金融経済教育活動においては、特定の商品（商品類型を含む。以下同じ。）または特定の業者の取引を行うことを勧めてはならない。

また、特定の商品または特定の業者の取引を行わないよう勧めてはならない。ただし、トラブルの原因となり得る商品、業者または取引手口にかかる取引については、この限りでない。

<ガイドライン>

- ① 講演会、セミナー、出前授業等において、特定の商品（商品類型を含む。以下同じ。）や特定の業者の取引を行うよう勧める内容の話をしたり、資料を配布したりすることはしない。また、特定の業者の販売促進グッズの提供を行わない。
- ② 講演会、セミナー、出前授業等において、特定の商品や特定の業者の取引を行わないよう勧める内容の話をしたり、資料を配布したりすることはしない。ただし、トラブルの原因となり得る商品、業者や取引手口に関しては、関係法令上適切な範囲で注意を喚起し、または取引を行わないよう勧めることは差し支えない。

- ③ 金融経済教育活動としてのセミナー等に引き続き、特定の商品や特定の業者の取引を行うよう勧める活動（当該団体の構成員によるもののほか、当該団体と連携して行う他の団体やその構成員によるものを含む。）は行わない。
- ④ 金融経済教育活動において使用する教材は、営業用の資料とは明確に区別したうえで、原則として、教材には特定の業者の名称やロゴを記載しない。やむを得ず記載する場合には、当該業者との取引を行うよう勧めることにならないような体裁としたうえで、必要最小限の記載にとどめる。
- ⑤ 講演会、セミナー、出前授業等の対象者を、特定の商品の購入者や特定の業者の利用者に限定しない。
- ⑥ 講演会やセミナーへの参加者や出前授業等の実施先を選択するに当たっては、先着順や抽選等の適宜の方法によることで差し支えないが、不公平な選定方法との疑いを持たれないよう注意する。特に、特定の業者の優良顧客に限定する等の営業上の理由による差別はしない。
- ⑦ 講演会、セミナー、出前授業等は、極力無償で実施する。参加者から費用を徴収する場合でも、必要最低限の実費にとどめる。
- ⑧ 講演会、セミナー等の開催に際して入手した個人情報については、販売、勧誘等の営業のために利用しない。

3. その他

- 関係団体は、上記の内容について、実際の金融経済教育活動に携わる関係者に対して周知する。
- 上記2. の内容については、実施後の定着状況やセミナー等参加者からの意見等を踏まえ、金融経済教育推進会議が必要と認めた場合は見直しを行う。

以 上